

の或道路工事を爲すべき命令を受けて其義務を履行し又法第三七條に依り右費用の負擔を命ぜられて之が納付を了したる以上は第二二條及第三七條の關係はこゝに消滅してしまふのである、其後に至つて更に其部分の維持修繕及其費用の負擔を命ずることを得るや否やは第二三條及第三八條の適用に關する別個の問題である。

(二)實例は法第二四條及第三六條に關するものであることは前述の通りであるが此場合に於て道路に關する工事の執行を許可せられたる者に對し其後に於ける維持を爲さしめ得るや否やについては二つの場合を區別して考ふることを要する、其一は許可するに當つて將來維持修繕等を爲すべき負擔を附したる場合であり此場合に於ては一の負擔附行政處分をなしたのであるから許可を受けたる者は之によつて維持等の義務を負ふのである、故に若し此義務を履行せざる時は法第五四條に依り強制することが出来る、其二は許可するに當り右の如き負擔を附せなかつた場合であり此場合に於ては許可を受けたる者に修繕維持等の義務はないのである、問者の示す實例の場合は丁度之に該當するようである、併しながら更に此場合に於て第二三條に依り維持修繕等の義務を負擔せしめ得るや否やは別に考究を要する問題である、私は實例の如き場

合は第二三條に所謂特別の事由ある場合に當るものであるから道路管理者は一方的に工場主に對し橋梁の架換を命じ且第三八條に依り其費用の負擔を命じ得るものであると思ふ。

尙實例の如き場合に第三九條に依り沿道受益者負擔を課し得るや否やといふに工場主が特別に此道路を利用すること多く、爲めに此道路修繕工事により特に著しき利益を受くる者と認めらるるならば課し得るものであると思ふ。(田中省吾)

問 道路臺帳調製の資料として道路の區域を定むる爲隣接民有地に立入り測量を爲すの要ある場合に道路管理者は何れの法令に依り立入の權利を享くことを得るや、若し此場合土地收用法第九條に依るものとせば土地の收用を目的とせざる事業の爲に收用法を適用すること、なり不都合にあらずや(宇都宮生)

答 問題の如き場合に於ては道路管理者は土地所有者又は占有者の意志に反して立入り測量を爲すの權利は無いのである、何となれば道路法は只第四五條に依つて道路に關する工事の爲必要あるときに限り管理者に沿道の土地に立入り又は其土地を一時材料置場として使用するの權利を與へられたに止まるし又土地收用法を適用し得ざる事は問者の言ふが如くであるからである。(田中省吾)